

就労選択支援の一宮市における設備基準の取り扱い	訓練・作業室	定員×3㎡ 最低でも定員×2㎡
	多目的室	定員×3㎡ 最低でも定員×2㎡
	相談室	面積要件なし。ただし、机1椅子4設置すること
	実務室・洗面所・便所	要件なし
	注意事項	1.訓練・作業室は他の障害福祉サービスと兼用不可。 同一の場所で支援を行う場合は、壁又はパーテーションにより区切る必要あり。 パーテーションで区切る場合は、それぞれのサービスの支援に支障がないようにする必要あり。 パーテーションは、固定式、高さは1.8m以上、目隠しとなるものを使用すること。 2.他の事業（介護保険等）とは全て兼用不可。 ただし、障害者就業・生活支援センター等、同一事業所において一体的に運営している、就労実績（過去3年以内3人以上の一般の事業所へのもの）のある他の事業の場合のみ、上記1.の場合と同様の条件とする。